

第三号様式(1)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号
X	14	A	573

大量保有報告書 変更報告書 No. (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

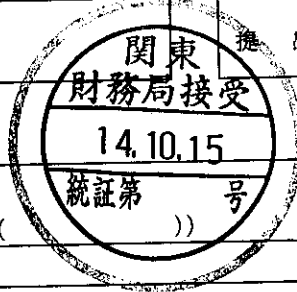
関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 報告義務発生日 平成14年9月30日
 住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社もしもしホットライン	会社コード	4708	頁 / 総頁	1 / 9
上場証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌	※① 上場 2 店頭		提出者及び共同保有者の総数	4名
本店所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-6-5	提出形態		※① 連名 2 その他	



2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人	② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())				
フリガナ (カタカナ)	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッド				
氏名又は名称	エイコ				
住所又は本店所在地	英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー 10				
フリガナ (カタカナ)	旧氏名又は名称				
フリガナ (カタカナ)	旧住所又は本店所在地				
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
法人	職 業		勤務先住所		
	設立年月日	49年2月27日	(フリガナ)	代表者役職	
	※ 1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成		代表者氏名	M. ホワイト	ダイレクター
事業内容	投資顧問業				
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦				
電話番号	03(6888)-1000				

発行会社の 会社コード	4708
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 9
--------	-------

提出者 (大量保有者) の 氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユーケー) リミテッド
-------------------------	--

3 保有目的

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	株	27条の23第3項第1号	株	27条の23第3項第2号	株							
株券						82,400株							
新株引受権証券	A	株	/		G	株							
新株予約権証券	B	株			H	株							
新株予約権付社債券	C	株			I	株							
対象有価証券バックワラント	D	株			J	株							
株券預託証券													
株券関連預託証券	E	株			K	株							
対象有価証券償還社債	F	株			L	株							
合計	M	株	N	株	O	82,400株							
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)</td> <td>S</td> <td>5,791,000株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)</td> <td></td> <td>1.42%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載 された株券等保有割合</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S	5,791,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)		1.42%	直前の報告書に記載 された株券等保有割合		—
発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S	5,791,000株											
上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)		1.42%											
直前の報告書に記載 された株券等保有割合		—											
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q	82,400株											
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	株											

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

大量保有報告書 変更報告書 No. (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 報告義務発生日 平成14年9月30日

住所又は本店所在地 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社もしもしホットライン	会社コード	4708
上場証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-6-5		

頁 / 総頁	3 / 9
提出者及び共同保有者の総数	4名
提出形態	※① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人
② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())

フリガナ (カタカナ)	ジェーエフ・アセット・マネジメント (タイワン) リミテッド		
氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント (タイワン) リミテッド		
フリガナ (カタカナ)	チュウカミンコク、タイワン、タイペイ		
住所又は本店所在地	中華民国、台湾、台北、セクション2、ツン・フワ・エス・ロード65、17階		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
法人	設立年月日	4年10月13日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 ④ 平成		代表者氏名
	職業		代表者役職
	事業内容	インベスト・マネジメント	デビッド・エルシー・スー 会長
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦		
	電話番号	03(6888)-1000	

発行会社の 会社コード	4708
----------------	------

頁 / 総頁	4 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント（タイワン）リミテッド
-----------------------	------------------------------

3 保有目的

投資顧問業を営む上で、顧客勘定にて国内の株式に投資している。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号						
株券	株	株	5,900株						
新株引受権証券	A 株	/	G 株						
新株予約権証券	B 株		H 株						
新株予約権付社債券	C 株		I 株						
対象有価証券バックラント	D 株		J 株						
株券預託証券									
株券関連預託証券	E 株		K 株						
対象有価証券償還社債	F 株		L 株						
合計	M 株	N 株	O 5,900株						
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)</td> <td>S 5,791,000株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載 された株券等保有割合</td> <td>-</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 5,791,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	0.10%	直前の報告書に記載 された株券等保有割合	-
発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 5,791,000株								
上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	0.10%								
直前の報告書に記載 された株券等保有割合	-								
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 5,900株								
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株								

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

大量保有報告書 ~~変更報告書 No.~~

(法第27条の26第1項に基づく報告書) ~~(法第27条の26第2項に基づく報告書)~~

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 報告義務発生日 平成14年9月30日

東京都港区六本木一丁目6-1泉ガーデンタワー

住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社もしもしホットライン	会社コード	4708
上場証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-6-5		

頁 / 総頁	5 / 9
提出者及び共同保有者の総数	4名
提出形態	※① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人			
② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())			
フリガナ (カタカナ)			
氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド		
フリガナ (カタカナ)	ホソノ	カイ	
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コーノート・プレイス 1、ジャーディン・ハウス 47階		
フリガナ (カタカナ)			
旧氏名又は名称			
フリガナ (カタカナ)			
旧住所又は本店所在地			
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称
法人	設立年月日	49年11月26日	(フリガナ)
	※ 1 明治 2 大正 ③ 昭和 4 平成		代表者氏名
	事業内容	インベストメント・マネージメント	
事務上の連絡先及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦		
	電話番号	03(6888)-1000	

発行会社の 会社コード	4708
----------------	------

頁 / 総頁	6 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェーエフ・アセット・マネジメント・リミテッド
-----------------------	-------------------------

3 保有目的

顧客の資産運用を図り、有価証券等への投資の一部として、日本株券を保有するファンドでの買付にかかるもので、純投資を目的としている。

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号									
株券	株	株	218,500株									
新株引受権証券	A 株	/	G 株									
新株予約権証券	B 株		H 株									
新株予約権付社債券	C 株		I 株									
対象有価証券バックラント	D 株		J 株									
株券預託証券												
株券関連預託証券	E 株		K 株									
対象有価証券償還社債	F 株		L 株									
合計	M 株	N 株	O 218,500株									
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株	<table border="1"> <tr> <td>発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)</td> <td>S</td> <td>5,791,000株</td> </tr> <tr> <td>上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)</td> <td></td> <td>3.77%</td> </tr> <tr> <td>直前の報告書に記載 された株券等保有割合</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </table>		発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S	5,791,000株	上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)		3.77%	直前の報告書に記載 された株券等保有割合		-
発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S			5,791,000株								
上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)				3.77%								
直前の報告書に記載 された株券等保有割合		-										
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 218,500株											
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株											

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番号

大量保有報告書 変更報告書 No. _____
 (法第27条の26第1項に基づく報告書) (法第27条の26第2項に基づく報告書)

関東財務局長 殿

氏名又は名称 弁護士 森下 国彦 報告義務発生日 平成14年9月30日
 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー
 住所又は本店所在地 アンダーソン・毛利 法律事務所 平成14年10月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社の名称	株式会社もしもしホットライン	会社コード	4708
上場証券取引所	※① 東京 2 大阪 3 名古屋 4 福岡 5 札幌		
本店所在地	〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-6-5		

頁 / 総頁	7 / 9
提出者及び共同保有者の総数	4名
提出形態	※ ① 連名 2 その他

2 提出者 (大量保有者)

※ 1 個人					
② 法人 (① 株式会社 2 有限会社 3 その他 ())					
フリガナ (カタカナ)		カブシカイシャ			
氏名又は名称		ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社			
フリガナ (カタカナ)		トキョウトミナトクアカサ 5 丁目 2 番 20 号 アカサ			
住所又は本店所在地		〒107-6151 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビルディング			
フリガナ (カタカナ)					
旧氏名又は名称					
フリガナ (カタカナ)					
旧住所又は本店所在地					
個人	生年月日	年 月 日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成		勤務先名称		
	職業		勤務先住所		
法人	設立年月日	2年10月18日	(フリガナ)		
	※ 1 明治 2 大正 3 昭和 ④ 平成		代表者氏名	高田 三喜雄	代表取締役社長
	事業内容	投資信託業及び投資顧問業			
事務上の連絡先及び担当者名		〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 森下 国彦			
			電話番号	03(6888)-1000	

発行会社の 会社コード	4708
----------------	------

頁 / 総頁	8 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
-----------------------	--

3 保有目的

投資一任契約及び証券投資信託による純投資

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	105,750株
新株引受権証券	A 株		G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券カードワラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 105,750株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 105,750株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株		

発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 5,791,000株
上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	1.83%
直前の報告書に記載 された株券等保有割合	-

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし

発行会社の 会社コード	4708
----------------	------

頁 / 総頁	9 / 9
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジ メント(ユークー)リミテッド	提出者及び 共同保有者の総数	4名
		提出形態	※ ① 連名 2 その他

第3 提出者及び共同保有者に関する総括表

1 提出者及び共同保有者

1	ジェー・ピー・モルガン・フレミン グ・アセット・マネジメント(ユークー ー)リミテッド	11		21	
2	ジェーエフ・アセット・マネジメン ト(タイワン)リミテッド	12		22	
3	ジェーエフ・アセット・マネジメン ト・リミテッド	13		23	
4	ジェー・ピー・モルガン・フレミン グ・アセット・マネジメント・ジャ パン株式会社	14		24	
5		15		25	
6		16		26	
7		17		27	
8		18		28	
9		19		29	
10		20		30	

2 上記提出者及び共同保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	412,550株
新株引受権証券	A 株	/	G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券バードラント	D 株		J 株
株券預託証券			
株券関連預託証券	E 株		K 株
対象有価証券償還社債	F 株		L 株
合計	M 株	N 株	O 412,550株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 株		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 412,550株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 株		
		発行済株式総数 (平成14年9月30日現在)	S 5,791,000株
		上記提出者の株券等保有割合 (Q/(R+S)×100)	7.12%
		直前の報告書に記載 された株券等保有割合	-

POWER OF ATTORNEY

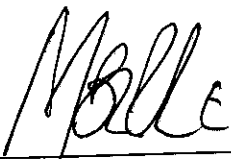
This Power of Attorney is made by way of Deed on this 4th day of July 2002, whereby J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited, a company incorporated under the laws of England and Wales under registration number 1161446 whose registered office is situated at 10 Aldermanbury, London EC2V 7RF ("Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiro Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges.


THIS POWER OF ATTORNEY shall continue in full force and effect for a period of 6 months from the date hereof.

THIS POWER OF ATTORNEY shall be governed by and construed in accordance with the laws of England.

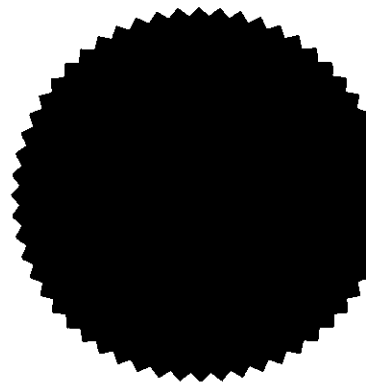
IN WITNESS WHEREOF this Power of Attorney is executed as a Deed by J.P. Morgan Fleming Asset Management (UK) Limited by affixing the Company Seal in the presence of:



Name: M White
Director



Name: Yeng Maxwell
Secretary



JPMorgan Fleming Asset Management • Finsbury Dials, 20 Finsbury Street, London, EC2V 9AQ
Telephone: 0800 727770 • Facsimile: +44 (0)20 7742 7700

(訳文)

委任状

英国 EC2V 7RF ロンドン、オルダーマンブリー10 に本店を有し、英国法およびウェールズ法に基づき設立された、登録番号 1161446 のジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント (ユークー) リミテッド (以下「当社」という。) は、2002年7月4日付けで、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。

本委任状は、本日より6ヶ月間効力を有する。

本委任状は、英国法に準拠する。

上記の証として、当社は、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント (ユークー)
リミテッド

(署名)

M. ホワイト
ダイレクター

(署名)

イェン マックスウェル
セクレタリー

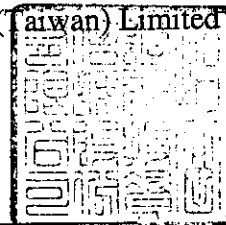
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JF Asset Management (Taiwan) Limited, a corporation with its principal office at 17F, 65 Tun Hwa S. Road, Sec. 2, Taipei, Taiwan, R.O.C. (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.
4. This power of attorney shall continue for a term of one year unless terminated by the Company earlier and shall be governed by, and construed in accordance with, the laws of N.Y.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 8th day of July, 2002.

JF Asset Management (Taiwan) Limited



David LC Hsu
Chairman

(訳文)

委任状

中華民国、台湾、台北、セクション2、ツン・フワ・エス・ロード65、17階に本店を有するジェー・エフ・アセット・マネジメント (タイワン) リミテッド (以下「当社」という。) は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。
4. 本委任状は、当社が解除しない限り、本日より一年間効力を有し、ニューヨーク法に準拠する。

上記の証として、当社は2002年7月8日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェーエフ・アセット・マネジメント
(タイワン) リミテッド

(署名)

デビッド・エルシー・スー
会長


POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JF Asset Management Limited, a corporation with its principal office at 47th Floor, Jardine House, 1 Connaught Place, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Tsuyoshi Nagahama and Kunihiko Morishita, Attorneys-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities and Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 11th day of July, 2002.

For and on behalf of
JF Asset Management Limited


Ken W. M. Tam
Director

(訳文)

委任状

中華民国、香港、セントラル、コーノート・プレイス 1、ジャーディン・ハウス 4 7階に本店を有するジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は 2002 年 7 月 11 日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェーエフ・アセット・マネジメント
リミテッド

(署名)

ケン・W・M・タム
ダイレクター

委任状

東京都港区赤坂5丁目2番20号赤坂パークビルディングに本店を有するジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士長濱 毅と同森下 国彦を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 副代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年10月10日、権限ある役員をして本委任状に押印せしめた。

ジェー・ピー・モルガン・フレミング・
アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

代表取締役社長
高田 三喜雄 (印)

